

# お問い合わせ先

活動組織、広域活動組織向け

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 農村活性化グループ 011-231-4111 (内線27-862)	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 (内線4491/4349)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600 (内線3540)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161 (内線3563)	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271 (内線2658)	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161 (内線2569/2567)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511 (内線2671)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111 (内線4772)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031 (内線83342)	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
(電話) 03-3502-8111 (内線5618)

## 多面的機能支払交付金

# 平成28年度改正の ポイント



平成28年4月

## 農林水産省

## 資源向上支払(施設の長寿命化)の 年交付額の変更

新たに資源向上支払(施設の長寿命化)に取り組む場合※は、年交付額を変更します。

- 交付単価は5/6を乗じた額 (例)都府県の田の場合:3,666円/10a
- 1集落当たりの上限額は200万円

※ 事業計画の変更及び活動期間満了による再認定を含みます

☞ 広域で活動する場合はメリット措置があります

- 取組面積が広域である場合は、交付単価はこれまでと変わりません。

### 広域で活動(例)

地 域: M県T町  
取組面積: 水田250ha  
集 落 数: 5集落

○年交付金の上限額  
4,400円/10a × (250 × 100)a  
= **11,000,000円**  
(1,100万円)



組織の中での話し合い

☞ 広域で活動する場合でなくても、直営施工※※に取り組めばメリット措置を受けられる場合があります

※※ 直営施工とは、対象組織の全員または一部が施設の補修等を全てまたは一部実施することです

- 直営施工に取り組む場合は、交付単価はこれまでと変わりません。ただし、1集落当たり上限額200万円が適用されます。

### 広域での活動ではないが、 直営施工を実施(例)

地 域: H県S市  
取組面積: 水田100ha  
集 落 数: 2集落

- ① 交付単価の調整なし  
4,400円/10a × (100 × 100)a  
= 4,400,000円
- ② 1集落当たり上限額200万円  
2,000,000円 × 2集落  
= 4,000,000円



農道の補修  
(対象組織が実施)

→①、②のいずれか小さい額が年交付金の上限額 = **4,000,000円** (400万円)

## 活動評価の導入

☞ 対象組織は、これまでの取組を振り返ってみましょう。また、その結果を地域で共有しましょう。

- 市町村が取組の成果を評価し、助言を行う仕組みをつくりました。対象組織は、取組の成果を振り返り、地域で共有することで、次年度以降の活動計画に生かしましょう。

- ① 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動
- ② 多面的機能の増進を図る活動

### ① 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動 (例)



農業者による現地調査



地域住民との意見交換



### ② 多面的機能の増進を図る活動 (例)



小学生の野菜栽培体験学習  
【遊休農地の有効活用】



田んぼダムの取組  
【防災・減災力の強化】



田植え祭の継承  
【農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化】